

日本学術振興会
研究拠点形成事業
JSPS Core-to-Core Program
令和8(2026)年度分 募集要項

令和7(2025)年7月
独立行政法人 日本学術振興会

I 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会(Japan Society for the Promotion of Science: JSPS)は、我が国において先端かつ国際的に重要と認められる研究課題、又は地域における諸課題解決に資する研究課題について、我が国と世界各国の研究教育拠点機関(以下「拠点機関」という。)をつなぐ持続的な協力関係を確立することにより、当該分野において世界的水準又は地域における中核的な研究交流拠点の構築とともに、次世代の中核を担う若手研究者の育成を目的として研究拠点形成事業を実施します。本事業においては、我が国と交流相手国の拠点機関同士の協力関係に基づく双方向交流として、「共同研究」、「セミナー」、「研究者交流」を効果的に組み合わせて実施するものとします。

なお、拠点機関においては、本事業による支援期間終了後も、当該分野における中核的な国際研究交流拠点として自立的に継続的な活動を実施することが期待されています。

II 募集する事業内容

- A. 先端拠点形成型 (英語名: Advanced Research Networks)
- B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 (英語名: Asia-Africa Science Platforms)

III 申請資格

- ① 科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第 110 号)第 2 条に規定されている研究機関(※)で、研究費、研究施設・設備、人員を十分に備えており、拠点機関として組織的な実施体制が取れる機関又はその部局。

※科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第 110 号)第 2 条に規定される研究機関

- 1)大学及び大学共同利用機関
- 2)文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3)高等専門学校
- 4)文部科学大臣が指定する機関

科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第 110 号)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1307764.htm

- ② 本事業による交流実施の中心となる役割を担う拠点機関にはコーディネーターを1名置きます。コーディネーターは、拠点機関に所属する常勤又は常勤として位置づけられている研究者であり、文部科学省所管の科学研究費助成事業の応募資格を有する者としてします。

ただし、所属機関において、研究環境(研究室・設備・人員)の整備等を含め、本事業を責任を持って遂行できると判断する場合には、常勤でない研究者(文部科学省所管の科学研究費助成事業の応募資格は必要)でも可能です。

なお、コーディネーターは、交流計画の遂行に関して重要な役割を担っています。したがって、事業実施期間中に退職等により申請資格を喪失し、その責任を果たせなくなることが見込まれる場合、コーディネーターとなることは避けてください。

IV 申請受付期間

令和7(2025)年9月3日(水)～10月1日(水)17:00【厳守】

※ 申請者の所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意してください。

本事業は、「日本学術振興会電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)」により申請を受け付けます。詳細は「VI 申請手続」を参照してください。

V 事業内容の詳細

A. 先端拠点形成型

1 対象となる研究

我が国において先端的かつ国際的に重要と認められる研究課題

2 対 象 国

我が国と国交のある2か国(台湾及びパレスチナについては、これに準じて取り扱う。)以上を主たる相手国とします。

3 事業実施期間

令和8(2026)年4月開始 最長5年間(令和8(2026)年4月～令和13(2031)年3月)

4 本会支給経費(予定)

(1) 支給額

1件あたり 1800 万円以内／会計年度

※ 採択後、交流相手国・交流規模等により支給額が決定されます。

(2) 支給経費の内訳

外国旅費、国内旅費、物品費、謝金・人件費、その他

(3) 支給方法等

① 課題の実施に要する業務について、拠点機関に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。

② 資金の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。

※ 詳細は、別紙1「研究拠点形成事業 経費の取扱いについて」を参照してください。

5 採択予定件数

9件程度

6 選考及び結果の通知

(1) 本会国際事業委員会書面審査委員による書面審査を経て、採択予定件数の2倍程度の採択候補課題を対象に、同委員会において令和8(2026)年1月(予定)に申請機関の事務担当者も含めたヒアリングを実施します(実施の詳細については、対象機関にのみ別途通知します。)

その後、本会において採否を決定し、令和8(2026)年2月中旬(予定)に申請機関長あてに通知します。

本事業では1件の申請について、6人の書面審査委員により書面審査が行われます。審査の詳細については、本会「研究拠点形成事業」ウェブサイト上の「書面審査について」の項目を確認してください。

<https://www.jsps.go.jp/j-c2c/boshuu shinsei.html>

(2) 不採択となった課題については、審査におけるおおよその位置づけを以下の区分によって文書で申請機関長あてに通知します。

- ・不採択A(不採択の中で上位)
- ・不採択B(不採択の中で中位)
- ・不採択C(不採択の中で下位)

(3) 採否結果は、電子申請システム上でも確認できます。

7 審査方針

以下の観点から審査を行います。

①【先端性・重要性】

- ・当該学術分野において先端的と認められる研究課題であるか。
- ・相手国拠点機関と研究交流を行う必要性・重要性が明確であるか。
- ・日本側拠点機関と相手国拠点機関の交流により、世界的水準の国際研究交流拠点となりうるような学術的価値の高い成果が期待できるか。
- ・これまでの国際研究交流活動及び研究実績を活かし、それを発展的に展開するものであるか。ただし、過去に採択された課題を継承する研究課題については、引き続き支援する必要性が明確であるか。

②【若手研究者育成への貢献】

- ・若手研究者が身につけるべき能力・資質等の向上に資する育成プログラムが考慮されているか。

③【日本側実施体制】

- ・日本側拠点機関において、世界的水準の研究交流拠点形成の計画が、当該機関の研究交流活動上、戦略的に位置づけられているか。
- ・日本側拠点機関は、機関として継続的に交流を実施する体制を整えているか。
- ・国際研究交流拠点の形成に向けて、適切な研究者が適切な規模で日本側に参加し、その協力体制が適切に計画されているか。
- ・経費支給期間の終了後も国際研究交流拠点として継続的な活動が期待できるか。
- ・ジェンダーバランス等に適切に配慮した体制が整備されているか(体制構築に向けた計画も含む。)

④【相手国拠点機関とのネットワークの構築】

- ・拠点機関の組み合わせは、研究交流を継続的に実現できるものであるか。
- ・大学間交流協定を締結するなど、相手国拠点機関との研究交流の準備が十分に整っているか。
- ・当該分野における世界的水準の国際研究交流拠点として、相手国拠点機関と将来にわたって協力関係の持続的な発展が見込まれるか。
- ・相手国拠点機関はすべて、機関として継続的に交流を実施できる参加者の規模を備えて

いるか(注記:原則として、相手国拠点機関の参加者がコーディネーター1人だけの場合は、拠点としてふさわしくない。)

⑤【研究交流計画の妥当性】

- ・世界的水準の国際研究交流拠点を日本に構築する構想が明確であるか。
- ・相手国コーディネーター及び研究機関との事前交渉が明確に行われており、事業の目標達成に向けた計画が具体的で、かつ実現性の高い内容となっているか。
- ・研究交流計画は、経費及び交流規模の面で合理的であるか。
- ・相手国のマッチングファンドの獲得見込みについて必要な情報を得ているか。

なお、採択にあたっては、課題間における国・地域、分野や申請機関のバランスにも配慮することとします。

8 留意事項

(1) 本事業は、我が国と複数国との拠点機関を中核として、協力機関、協力研究者のネットワークにより実施される多国間交流であり、我が国と相手国との対等な費用分担により、大規模かつ長期間(最長5年間)実施するものです。相手国拠点機関との交流は、別紙1「研究拠点形成事業 経費の取扱いについて」に示す対等な費用分担に基づき実施してください。

(2) 支援期間を通じて、すべての相手国拠点機関が、それぞれ本研究交流課題実施に必要なマッチングファンド(相手国拠点機関が本研究交流課題に使用できる研究交流経費)を得ていることが必要です。すべての相手国拠点機関に、十分なマッチングファンドが必要であることに留意してください。マッチングファンドが不十分な申請や相手国の支援を主目的としている申請は、本事業の対象とはなりません。申請時点でマッチングファンドが確約されていなくても申請は可能ですが、採択決定後に、相手国拠点機関がマッチングファンドを獲得しているかどうかの確認書類を提出していただきます。

マッチングファンドの詳細については、以下のウェブサイト「FAQ」を御参照ください。

<https://www.jsps.go.jp/j-c2c/faq.html>

(3) 原則として、事業実施3年度目に中間評価、事業の支援期間終了後に事後評価を、それぞれ本会国際事業委員会において実施しますので、本会の求めに応じて、必要な報告書等を提出してください。なお、中間評価の結果は、次年度以降の経費配分に反映されます。

(4) その他の申請に当たっての留意事項については、Ⅶを御覧ください。

B. アジア・アフリカ学術基盤形成型

1 対象となる研究

アジア・アフリカ地域に特有、又は同地域で特に重要と認められる研究課題であり、かつ、我が国が重点的に研究することが有意義と認められるもの

2 対象国

我が国と国交のあるアジア・アフリカ諸国2か国(台湾及びパレスチナについては、これに準じて取り扱う。)以上を主たる相手国とします。ただし、中国、韓国、シンガポール、台湾については、相手国側研究者が十分にマッチングファンドを用意できると見込まれるため、当該国のみを相手国とする多国間交流については本事業の対象外とします(これらの国のみを相手国とする交流については、本事業のA. 先端拠点形成型に申請してください。)

3 事業実施期間

令和8(2026)年4月開始 最長3年間(令和8(2026)年4月～令和11(2029)年3月)

4 本会支給経費(予定)

(1) 支給額

1件あたり 800 万円以内/会計年度

※ 採択後、交流相手国・交流規模等により支給額が決定されます。

(2) 支給経費の内訳

外国旅費、国内旅費、物品費、謝金・人件費、その他

(3) 支給方法等

① 課題の実施に要する業務について、拠点機関に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。

② 資金の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。

※ 詳細は、別紙1「研究拠点形成事業 経費の取扱いについて」を参照してください。

5 採択予定件数

10 件程度

6 選考及び結果の通知

(1) 本会国際事業委員会書面審査委員による書面審査、及び同委員会による合議審査を実施します。その後、本会において採否を決定し、令和8(2026)年2月中旬(予定)に申請機関長あてに通知します。

本事業では1件の申請について、6人の書面審査委員により書面審査が行われます。審査の詳細については、本会「研究拠点形成事業」ウェブサイト上の「書面審査について」の項目を確認してください。

<https://www.jsps.go.jp/j-c2c/boshuu shinsei.html>

(2) 不採択となった課題については、審査におけるおおよその位置づけを以下の区分によって文書で申請機関長あてに通知します。

- ・不採択A(不採択の中で上位)
- ・不採択B(不採択の中で中位)
- ・不採択C(不採択の中で下位)

(3) 採否結果は、電子申請システム上でも確認できます。

7 審査方針

以下の観点から審査を行います。

①【重要性・必要性】

- ・アジア・アフリカ地域に特有、又は同地域において特に重要と認められる研究課題であり、かつ、我が国が重点的に研究することが有意義と認められる研究課題であるか。
- ・日本側拠点機関が主導的役割を果たし、相手国拠点機関と研究交流を行う必要性・重要性が明確であるか。
- ・日本側拠点機関と相手国拠点機関の交流により、学術的価値の高い成果が期待できるか。
- ・これまでの国際研究交流活動及び研究実績を活かし、それを発展的に展開するものであるか。ただし、過去に採択された課題を継承する研究課題については、引き続き支援する必要性が明確であるか。

②【若手研究者育成への貢献】

- ・若手研究者が身につけるべき能力・資質等の向上に資する育成プログラムが考慮されているか。

③【日本側実施体制】

- ・日本側拠点機関において、中核的研究交流拠点形成の計画が、当該機関の研究交流活動上、戦略的に位置づけられているか。
- ・日本側拠点機関は、機関として継続的に交流を実施する体制を整えているか。
- ・中核的研究交流拠点の形成に向けて、適切な研究者が適切な規模で日本側に参加し、その協力体制が適切に計画されているか。
- ・経費支給期間の終了後も、当該分野の中核的研究交流拠点として継続的な活動が期待できるか。
- ・ジェンダーバランス等に適切に配慮した体制が整備されているか(体制構築に向けた計画も含む)。

④【相手国拠点機関とのネットワークの構築】

- ・拠点機関の組み合わせは、研究交流を継続的に実現できるものであるか。
- ・大学間交流協定を締結するなど、相手国拠点機関との研究交流の準備が十分に整っているか。

- ・当該分野における中核的研究交流拠点として、相手国拠点機関と将来にわたって協力関係の持続的な発展が期待できるか。
- ・相手国拠点機関はすべて、機関として継続的に交流を実施できる参加者の規模を備えているか(注記:原則として、相手国拠点機関の参加者がコーディネーター1人だけの場合は、拠点としてふさわしくない。)

⑤【研究交流計画の妥当性】

- ・相手国コーディネーター及び研究機関との事前交渉が明確に行われており、事業の目標達成に向けた計画が具体的で、かつ実現性の高い内容となっているか。
- ・研究交流計画は、経費及び交流規模の面で合理的であるか。

なお、採択にあたっては、課題間における国・地域、分野や申請機関のバランスにも配慮することとします。

8 留意事項

(1) 本事業は、我が国と複数国との拠点機関を中核として、協力機関、協力研究者のネットワークにより実施される交流であり、3年間以内で実施するものです。

(2) 本事業においては、相手国の学術振興機関等からのマッチングファンド(相手国拠点機関が本研究交流課題に使用できる研究交流経費)は必須としません。

ただし、中国、韓国、シンガポール、台湾については、支援期間を通じて、マッチングファンドを得ていることが必要です。マッチングファンドが必要な相手国における拠点機関との交流は、別紙1「研究拠点形成事業 経費の取扱いについて」に示す対等な費用分担に基づき実施してください。

申請時点でマッチングファンドが確約されていなくても申請は可能ですが、採択決定後に、相手国拠点機関がマッチングファンドを獲得しているかどうかの確認書類を提出していただきます。上記の国以外にも、相手国拠点機関が本研究交流課題の実施に際して得ている研究助成等がある場合には、申請書の所定の欄に記入してください。

マッチングファンドの詳細については、以下のウェブサイト「FAQ」を御参照ください。

<https://www.jsps.go.jp/j-c2c/faq.html>

VI 申請手続

申請は、電子申請システムにより行ってください。電子申請システムに係る詳細は、電子申請システムの案内ページ(https://www-shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html)を参照してください。

なお、すでに国際交流事業の申請者用 ID を取得している場合、あらためて所属機関に対して ID・パスワードの発行を依頼する必要はありません。

VII 申請に当たっての留意事項

(1) 本事業により経費の支給を受けることができる参加者の範囲(本交流の参加者の範囲)は以下のとおりです。下記の範囲は、我が国、相手国及び相手国以外からの参加者のすべてに適用するものとします。

- ① 大学等学術研究機関に在籍する研究者(我が国の参加研究者については文部科学省所管の科学研究費助成事業に申請できる者)
- ② 大学等学術研究機関において研究に従事するポスドク
- ③ 大学等学術研究機関に在籍する大学院博士課程及び修士課程学生

(2) 相手国拠点機関は1か国につき1拠点とします(相手国内のその他の機関は協力機関とします。)

(3) 本事業により支給される経費は、我が国と相手国(複数国)の拠点機関の間で実施される交流に対するものであり、日本側研究者のみによるフィールドワーク等を目的として相手国へ赴くための経費等を援助するものではありません。

(4) 相手国以外の研究者についても、協力研究者として若干名に限り参加することは可能です。その場合の経費の取扱いについては、別紙1「研究拠点形成事業 経費の取扱いについて」を参照してください。

(5) 本会の学術国際交流事業では、既に研究代表者等(研究代表者・コーディネーター・開催責任者・主担当教員・主担当研究員など、採択された事業等の実施における責任者。ただし、機関長、部局長等を当該事業で実施組織代表者等として職指定しているものは除く。)として事業を実施している研究者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の研究代表者等となることができません。重複の可否については、別紙2「学術国際交流事業の重複制限一覧表」で御確認ください。

なお、科学研究費助成事業との重複申請、重複受給の制限はありません。

また、一旦提出した申請について、提出から採択決定までの間にコーディネーターの変更を行うことは認めません。

さらに、A. 先端拠点形成型とB. アジア・アフリカ学術基盤形成型の両方においてコーディネーターを重複して務めることはできません。

(6) 申請機関が他制度で機関支援型事業の助成を受けている(又は見込みの)場合、全て記入の上、今回申請する事業との関連性があるときにはそれを明確にしてください。他制度で既に支援を受けている活動に対して、本事業により重複して支援することは行いません。

(7) 申請書はモノクロ(グレースケール)印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては注意してください。

VIII 採択決定後の手続

拠点機関長宛てに実施に必要な諸手続を通知するとともに、実施計画書等の様式を送付しますので、所定の期日までに必要書類を提出してください。

IX 拠点機関等の義務

ウェブサイトを開設し、経費支援期間中及び終了後も積極的に情報を公開してください。また、本事業の実施により生じた成果に関する諸権利について本会は関与しませんが、成果発表に際しては本事業名を謝辞等に記載し、本事業の支援を受けたことを必ず明記してください。

X その他

(1) 採択の取消し等

研究者等による委託費の不正使用等や研究活動における特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)のほか、全ての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載(署名の無断転用を含む。)等が認められた場合には、審査の中止、採択決定の取消し、既に配分された委託費の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

なお、本会の「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成18年12月6日規程第19号)については、以下を参照してください。

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiau kitei.pdf>

(2) 法令遵守

研究計画を遂行するに当たって、研究対象者の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等(国際共同研究を行う相手国及び研究を実施する国・地域の指針・法令等を含む。)に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、どのような対策や措置を講じるのかについても、申請書中に記述してください。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査(個人履歴・映像を含む。)、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

ので手続きの状況も具体的に記述してください。

(3) 国際的な研究交流活動の遂行能力、実現可能性

国際的な研究交流活動を実施中あるいは実施したことがあるコーディネーターは、それが今回申請の本事業と関連する場合にはそのことを明確にした上で申請してください。

また、相手国に入出国の制限等が出されている場合は、可能な限り申請時点における状況を踏まえ、見通しを立てた上で渡航、来日計画を具体的に調整した申請内容を準備してください。

(4) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。

(5) 安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)

○安全保障貿易管理について

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※1)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、委託費の配分の停止や、委託費の配分決定を取り消すことがあります。

(※1) 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフ

フォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者(特定類型(※2)に該当する居住者を含む。)に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので御留意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについても御留意願います。

(※2)非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、研究開始(契約締結日)までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

(※3)輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

○経済産業省:安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○経済産業省:安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

○外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

○日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和 6 年 6 月 4 日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第 17 条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属することを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等に当たっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社が M&A 等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本委託事業においては、同提言の内容が委託契約書に反映されますので、契約内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、本会へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いします。

(6) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」となっています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研

研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

(7) 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、本会の科学研究費助成事業をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

本会の論文のオープンアクセス化に関する実施方針は、以下を参照してください。

https://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf

(8) 研究データマネジメントについて

日本学術振興会は、本会の事業での研究活動における研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に採択された研究者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプラン(DMP)を作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行してください。

本会の研究データの取扱いに関する基本方針は、以下を参照してください。

https://www.jsps.go.jp/file/storage/open_science/basic_policy.pdf

(9) 論文謝辞等

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。なお、体系的番号が付される場合は、採択時に別途通知します。

論文中の謝辞(Acknowledgment)の記載例は以下のとおりです。

○英文

This work was supported by JSPS Core-to-Core Program, (grant number: JPJSCCA12345678).

○和文

本研究は、【日本学術振興会研究拠点形成事業】(課題番号:JPJSCCA12345678)の支援を受けたものです。

(10) NBDC からのデータ公開について

国立研究開発法人科学技術振興機構のバイオサイエンスデータベースセンター(NBDC)が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業(<https://biosciencedbc.jp/>)では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推

進んでいます。また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日)でも、NBDC(現 情報基盤事業部 NBDC 事業推進室)が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及びデータベースの公開に御協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベース アーカイブ	https://dbarchive.iosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.dbcsl.jp/

(11)動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成 18 年文部科学省告示 71 号。以下「基本指針」という。)を遵守する必要があります。特に基本指針では、3Rの原則である、代替法の活用(Replacement)、使用数の削減(Reduction)、苦痛の軽減(Refinement)を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本事業に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いいたします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いいたします。

○研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年文部科学省告示 71 号)
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

(12)ナショナルバイオリソースについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト(NBRP)は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、NBRP の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、本事業で開発したバイオリソース(NBRP で対象としているバイオリソースに限ります)のうち、提供可能なバイオリソースを寄託※いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているバイオリソース(動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報)については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託:当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用(保存・提供)を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

ONBRP 中核的拠点整備プログラム 対象バイオリソース・代表機関一覧

<https://nbrp.jp/resource/>

(13)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年8月 26 日文部科学大臣決定)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下を参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(14)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出

本事業の契約に当たり、日本側コーディネーターの所属機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、下記ウェブサイトの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、研究交流開始(契約締結日)までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和7年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず研究交流を開始することは認められますが、この場合は、令和8年度版研究不正行為チェックリストを令和8年 9 月30日までに提出してください。

研究不正行為チェックリストについては、以下を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00008.html

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下を参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(15)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、研究活動における特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて委託契約の変更・解除等を行い、委託費の全部又は一部の返還等を求めます。また、次年度以降の委託契約についても締結しないことがあります。

(ii) 交付の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成18年12月6日規程第19号)のとおりに、本会が交付するすべての研究資金の交付の制限措置を講じます。ただし、本事業においては特定不正行為が認定された当該年度についても、参加を制限します。

「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成18年12月6日規程第19号)については、以下を参照してください。

https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou_kitei.pdf

また、交付の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等(以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度(以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(iii) 申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業における資金の交付を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

不正事案の公表については、以下を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(16) 研究倫理教育の履修義務

本事業の研究課題に参加する研究者等は、研究活動における不正行為を未然に防止するた

め、事業開始日までに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育を受講すること又は下記の研究倫理教育に関する教材の通読・履修をすることが必要です。

申請した課題が採択された後、コーディネーターの所属機関は、本事業に参加する日本側研究者に対し、指定する期日までに研究倫理教育を受講等させてください。

・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編)

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

・研究倫理 e ラーニングコース e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

・APRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN)

(17) 研究者情報の researchmap への登録

researchmap は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

Oresearchmap

<https://researchmap.jp/>

(18) JSPS-Net への登録

JSPS Researchers Network (JSPS-Net) は、本会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワーキング・サービスで、国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援します。

同じ研究分野の研究者に加えて、異なる研究分野の利用者同士、同じ地域で活躍する研究者同士、それぞれの活動に関心を持つ研究者や研究支援に携わる方々が JSPS-Net 上でコミュニティを形成し、ネットワーキングを行うことで、将来的な国際交流、国際共同研究への発展や、登録者 1 人 1 人が世界で活躍する一助となることを目指しています。

また、若手や外国人研究者を受け入れている研究者と受け入れ先を探している若手研究者とをマッチングするサービスも提供しています。

本事業実施者は、JSPS-Net に登録くださるよう、御協力をお願いします。

OJSPS-Net

<https://www.jsps-net.jsps.go.jp/>

(19) LinkedIn への登録

LinkedIn は、世界 200 以上の国と地域にいる 10 億人を超える登録メンバーが仕事やキャリアに関する情報を取得、交換することができる、世界で働くすべての人のために、経済的な

チャンスを作り出す世界最大のプロフェッショナルネットワークです。

日本学術振興会の情報を LinkedIn でも公開しておりますので、本事業経験者は、JSPS International Academic Collaborations をフォローくださるよう、御協力をお願いします。

○LinkedIn

<https://www.linkedin.com/company/jsp-international-academic-collaborations>

(20) 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用(日本学術振興会及びその事業に関する案内の送付並びにデータの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、採択された課題については、拠点機関名、コーディネーター及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国側コーディネーター及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、研究交流課題名、予算額、実施期間、報告書並びに評価結果等が本会のウェブサイト等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

EU を含む欧州経済領域及び英国所在の研究者が含まれる研究交流課題においては、GDPR(General Data Protection Regulation:一般データ保護規則)及び英国の一般データ保護規則に沿い、上記取扱いについて当該研究者の同意を得てください。

GDPR の詳細に関しては、以下のサイト等を参照してください。

○個人情報保護委員会

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>

https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit_210628/

(21) 生成 AI の利用

申請書の作成に当たって、生成 AI を利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で申請者の責任において判断してください。

(22) 本会は、本事業実施期間中に生じた障害、疾病等の事故について、責任を負いません。

(23) 事業実施期間中、天災地変その他不測の事態等により、採択課題の実施が不可能又は困難となった場合には、当該課題の支援を中止する場合があります。

(24) 研究拠点形成事業の研究成果の権利の帰属については、各拠点機関が我が国と相手国の法規を遵守して取り決めるものとし、本会は関与しません。拠点機関は知的財産権の帰属について、あらかじめ規程等により定めておくようにしてください。

XI 連絡先等

① 事業内容や募集要項についての問い合わせ

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人 日本学術振興会

国際事業部 研究協力第一課 拠点交流係

電 話 03-3263-1814/1791(ダイヤルイン)

※9:30～17:30(土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始を除きます。)

E-mail: core-to-core【*】jsps.go.jp (【*】は@に置き換えてください。)

URL: <https://www.jsps.go.jp/j-c2c/>

② 電子申請システムの操作に関する問い合わせ

コールセンター フリーダイヤル 0120-556739

※ 9:30～17:30(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除きます。)

令和7年度中に公募予定のある学術国際交流事業一覧

(参考)

(※令和7年4月1日現在)

事業の種類	事業名 (担当課)		事業概要	1件／1人当たり 支援内容	支援(実施)期間	対象国・地域	対象分野	申請 締切	申請者
共同研究・セミナー・ 研究者交流支援型	二国間交流事業	共同研究・セミナー (研究協力第二課)	個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チーム等の持続的ネットワーク形成を目指して、我が国の大学等の優れた研究者が相手国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施に要する経費を支援。	【対応機関との合意に基づく共同研究・セミナー】 共同研究:100～250万円以内/年度 セミナー:120～250万円以内 (対応機関により異なる) 【オープンパートナーシップ共同研究・セミナー】 共同研究:200万円以内/年度 セミナー:200万円以内	【対応機関との合意に基づく共同研究・セミナー】 共同研究:1年以上3年以内 セミナー:1週間以内 (対応機関により異なる) 【オープンパートナーシップ共同研究・セミナー】 共同研究:1年以上2年以内 セミナー:1週間以内	全地域	原則、全分野 (対応機関によっては分野限定)	9月	研究者
		特定国派遣研究者事業 (人物交流課)	我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。	日本国内旅費	6～12か月 (派遣国、対応機関による)	エストニア	原則、全分野	8月	研究者
	国際共同研究事業 (研究協力第二課)	欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム(ORA)	我が国の大学等の優れた研究者が欧州等4か国(フランス、ドイツ、英国、カナダ)の研究者と協力して行う社会科学分野における多国間国際共同研究を支援。	1,000万円以内/年度	2～3年	フランス、ドイツ、英国、カナダ	社会科学	未定	研究者
		スイスとの国際共同研究プログラム(JRPs)	我が国の大学等の優れた研究者がスイスの研究者と協力して行う国際共同研究のための経費を支援。	1,000万円以内/年度	3年	スイス	全分野	6月	研究者
		ドイツとの国際共同研究プログラム(JRP-LEAD with DFG)	我が国の大学等の優れた研究者がドイツの研究者と協力して行う国際共同研究のための経費を支援。	1,000万円以内/年度	3年	ドイツ	募集回ごとの分野	6月	研究者
	日独共同大学院プログラム (研究協力第二課)		日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の学生や教員及びポストドク等の若手研究者を相互に派遣して、学生の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。	1,500万円以内/年度	5年	ドイツ	全分野	未定	所属機関 または部局の長
	日中韓フォーサイト事業 (研究協力第一課)		日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	5,000万円以内/5年間	5年	中国、韓国	年度ごとの分野/テーマ	1月 (予定)	所属機関 または部局の長
	研究拠点形成事業 (研究協力第一課)		A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	1,800万円以内/年度	最長5年	全地域	全分野	10月	所属機関 または部局の長
			B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	800万円以内/年度	最長3年	アジア・アフリカ			
若手研究者 研鑽機会提供型	先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第一課)		日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。	往復航空賃 国内交通費 宿泊費等	4日間	フランス(開催地:日本)、米国・ドイツ(開催地:ドイツ)と共催	人文学・社会科学・自然科学の全分野 (対象国ごとに異なる)	6月 12月	研究者
	リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第一課)		我が国の博士課程学生またはポストドク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。	往復航空賃 外国・国内交通費 会議参加費(宿泊費等を含む。)	1週間程度	ドイツで開催参加者は世界各国	年度ごとの分野(自然科学、経済学)	8月	博士課程学生 ポストドク研究者
	HOPEミーティング～ノーベル賞受賞者との5日間～ (研究協力第一課)		アジア・太平洋・アフリカ地域の大学院生等がノーベル賞受賞者をはじめとした著名な研究者や同世代の参加者と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として飛躍する機会を提供。	国内交通費 会期中の宿泊費 その他参加費等	5日間程度	日本で開催参加者はアジア・太平洋・アフリカ地域	物理学、化学、生理学・医学(及び関連分野)	9月	博士課程学生 ポストドク研究者
外国人研究者の 招へい事業	外国人研究者招へい事業 (人物交流課)	外国人特別研究員(一般)	博士号取得直後の優秀な諸外国の若手研究者に対し、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する事業	渡航費(往復航空券) 滞在費 渡日一時金等	12か月以上 24か月以内	全地域	全分野	4月 8月	受入研究者
		外国人特別研究員(欧米短期)	博士号取得前後の優秀な欧米諸国の若手研究者に対し、比較的短期間、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する事業	渡航費(往復航空券) 滞在費 渡日一時金等	1か月以上 12か月以内	欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国、英国、スイス、ノルウェー及びロシア)	全分野	6月 9月 1月	受入研究者
		外国人招へい研究者(長期)	中堅から教授級の優秀な諸外国の研究者を比較的長期間招へいし、我が国の研究者と共同研究を行う機会を提供する事業	渡航費(往復航空券) 滞在費等	2か月以上 10か月以内	全地域	全分野	8月	受入研究者
		外国人招へい研究者(短期)	中堅から教授級の優秀な諸外国の研究者を短期間招へいし、我が国の研究者との討議・意見交換や講演等を通じて関係分野の研究の発展に寄与することを目的とした事業	渡航費(往復航空券) 滞在費等	14日以上 60日以内	全地域	全分野	4月 8月	受入研究者

研究拠点形成事業 経費の取扱いについて

1. 事業の実施方法

研究拠点形成事業における研究交流課題は、コーディネーターが所属する大学等学術研究機関に対して、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)が業務委託する方法により実施されます。

研究交流課題の実施にあたっては、振興会と受託機関との間で、業務の実施にかかる契約(業務委託契約)を締結します。

なお、本事業は、運営費交付金により運営されています。

2. 委託費の使途

委託費は、「研究交流経費」と「業務委託手数料」から成ります。募集要項に記載の「支給額」は、「研究交流経費」のみの金額です。

(1) 研究交流経費

経費費目	主な使途目的	留 意 事 項
外国旅費 国内旅費	当該事業参加研究者の海外・国内出張(研究交流課題に関する研究遂行、セミナー実施、資料収集、各種調査、研究の打合せ、及び研究の成果発表等)のための経費(交通費、宿泊費、日当)	○ 旅費の算出について、計算方法、手続き等は、拠点機関(受託機関)が定める規定等に基づくこと。また、効率的な執行を心がけること。 ○ 本研究交流課題参加者以外の者にかかる旅費は原則支出できない。 ○ 旅費は当該年度研究交流経費総額の50%以上であること。ただし、各人に滞在費を長期間支給するよりも、ある特定の宿泊施設を年間契約により借り上げて現物支給という形態により「その他」費目から支出することが廉価であると判断した結果、50%を下回る見込みのあるときには予め振興会へ相談すること。
物品費	研究交流に必要な備品・消耗品の購入	○ 購入した備品は、拠点機関(受託機関)に帰属する。なお、物品費の支出に際しては納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備して、適切に行うこと。

謝金・人件費	研究交流への協力(資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等)をする者にかかる謝金・人件費※ ※本経費の対象は臨時的な作業であり、継続的な雇用は対象とならない。	○ 算出方法、手続き等は、拠点機関(受託機関)が定める規定等に基づくこと。また、社会通念上、妥当と思われる額の設定を心がけること。 ○ 次のものには使用できない： ・研究交流支援補助者等の雇用(ただし、短期的な雇用を除く。) ・継続的な雇用と見なされるような支出 ・本研究交流課題参加者に対する謝金・人件費
その他	上記のほか当該研究交流を遂行するための経費(例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費(切手、電話等)、運搬費、研究実施場所借り上げ費(拠点機関及び協力機関の施設において研究遂行が困難な場合に限る。)、会議費(会場借料、飲料・弁当代等、セミナー開催時のレセプション経費)、レンタル費用(コンピュータ、自動車、実験機器・器具等)、機器修理費用、参加研究者による研究成果発表に係る費用(学会誌投稿料、ホームページ作成費用、本事業の研究成果発表のための会議参加費等)、海外旅行保険料)	○ セミナー開催に伴うレセプション等に関する支出は、必要最低限にとどめる。また、社会通念、説明責任の観点から、適正な支出を十分配慮のうえ、使用すること。
【研究交流経費で支出できない経費】 ・建物等施設の購入に関する経費 ・不動産取得にかかる経費及び拠点機関のオフィス維持のための経費(オフィス借料、光熱水料、人件費等) ・研究機関で通常備えるべき物品の購入(机、いす等) ・研究者、学生及び事務職員の雇用に関する経費(ただし、短期的な雇用を除く。) ・研究交流を実施するため又は実施中に発生した事故・災害の処理のための経費 ・業務委託手数料を使用することが適切な経費 ・その他、事業と直接的な関係が認められないもの		

(2) 業務委託手数料

本事業の実施にかかる業務遂行に伴い必要となる経費です。

業務委託手数料については、前述の研究交流経費の10%とし、研究交流経費の外額として配分します。なお、使用にあたっては各拠点機関の長の責任の下で公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

(3) 消費税

消費税及び地方消費税相当額は内額として配分します。

3. 相手国との経費分担方法

<A. 先端拠点形成型>

本事業の実施については、我が国と相手国とのイコールパートナーシップに基づく経費相互負担を前提としており、以下に示すパターン1、パターン2の経費負担区分の内から相手国側拠点機関と相談のうえ、いずれか一つを選択して執行することとなります(なお、執行にあたっては、「2 委託費の使途」に示した使用目的などのルールの範囲内で執行することとなるので十分留意してください。)

※B. アジア・アフリカ学術基盤形成型のうち、中国、韓国、シンガポール、台湾との経費分担方法は A. 先端拠点形成型と同様です。

※マッチングファンドの金額は日本側と対等な交流を維持できる額とします(日本側と同額である必要はありませんが、拠点間交流が可能な額が確保されていることが条件となります。)

【パターン1】…日本側研究者の経費は振興会が、相手国側研究者の経費は相手国側が負担。

国別 費目		日本学術振興会	相手国側
日本側研究者の	国際航空運賃	○	×
	相手国内滞在費	○	×
	日本国内旅費	○	×
	研究経費	○	×
相手国側研究者の	国際航空運賃	×	○
	日本国内滞在費	×	○
	相手国内旅費	×	○
	研究経費	×	○
日本国内開催セミナー開催経費		○	×
相手国開催セミナー開催経費		×	○
拠点機関における研究施設の購入及び維持費等		×	×

【パターン2】…派遣国が派遣にかかる費用を負担し、受入国が受入にかかる滞在費等を負担する等、対等な経費費目を支出。

国別 費目		日本学術振興会	相手国側
日本側研究者の	国際航空運賃	○	×
	相手国内滞在費	×	○
	日本国内旅費	○	×
	研究経費	○	×

相手国側研究者の	国際航空運賃	×	○
	日本国内滞在費	○	×
	相手国内旅費	×	○
	研究経費	×	○
日本国内開催セミナー開催経費		○	×
相手国開催セミナー開催経費		×	○
拠点機関における研究施設の購入及び維持費等		×	×

経費負担の基本原則

① 共同研究・研究者交流実施場所について

原則として我が国及び相手国における共同研究等の実施を想定していますが、研究上必要なフィールドワークや資料収集の場合には第三国（我が国及び相手国以外）で実施することもできます。

※ 日本側研究者のみの第三国における共同研究・研究者交流は該当しません。あくまで日本と相手国の共同研究・研究者交流に限ります。

② セミナーについて

セミナー開催にかかる経費は開催国側が負担します。

セミナーは、我が国又は相手国において実施することが原則ですが、第三国での実施も可能です。その際、セミナーの開催経費は相手国との分担としてください。

第三国からのセミナー講師にかかる国際航空運賃、滞在費、開催国内の移動費は開催国が負担します。

③ 相手国間同士の交流について

本事業を、複数の相手国（たとえば我が国とA国とB国）と実施する場合、A国の研究者とB国の研究者との間での交流にかかる経費は、我が国では負担しません。

④ 相手国以外の国からの参加研究者について

日本側協力研究者として参加が認められた場合は、渡航にかかる国際航空運賃及び滞在費を本事業経費から支出可能です（別途要件があります。）。

<B. アジア・アフリカ学術基盤形成型>

※中国、韓国、シンガポール、台湾との経費分担方法は A. 先端拠点形成型(P3)と同様です。

費目	支出の可否
日本側研究者の 国際航空運賃	○
相手国内滞在費	○
日本国内旅費	○
研究経費	○
相手国側研究者の 国際航空運賃	○
日本国内滞在費	○
相手国内旅費	×
研究経費 注)	○
日本国内開催セミナー開催経費	○
相手国開催セミナー開催経費	○
拠点機関における研究施設の購入及び維持費等	×

注) 研究に要する経費であっても、相手国側への援助目的の支出(現金の贈与、施設・物品の供与など)は認めません。

経費負担の基本原則

① 共同研究・研究者交流実施場所について

原則として我が国及び相手国における共同研究等の実施を想定していますが、研究上必要なフィールドワークや資料収集の場合には第三国(我が国及び相手国以外)で実施することもできます。

※ 日本側研究者のみ又は相手国側研究者のみの第三国における共同研究・研究者交流は該当しません。あくまで日本と相手国の共同研究・研究者交流に限ります。

② セミナーについて

セミナーは、我が国又は相手国において実施することが原則ですが、第三国での実施も可能です。その際、セミナーの開催経費は原則として相手国との分担としてください。

③ 相手国間同士の交流について

本事業を、複数の相手国(たとえば我が国とA国とB国)と実施する場合、A国の研究者とB国の研究者との間での交流にかかる経費についても本事業経費から支出可能です(別途要件があります。)

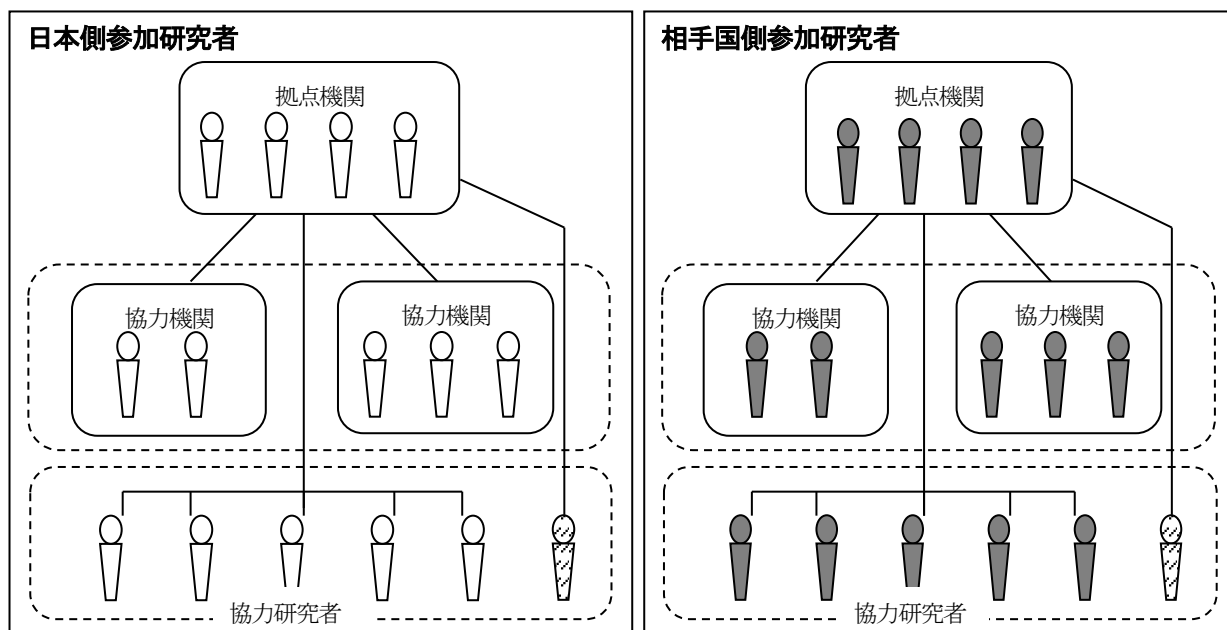
④ 相手国以外の国からの参加研究者について

日本側協力研究者、相手国側協力研究者として参加が認められた場合は、渡航にかかる国際航空運賃及び滞在費を本事業経費から支出可能です(別途要件があります。)

4. 参加研究者の分類

日本側参加研究者の定義	日本国内	拠点機関所属の研究者
		協力機関所属の研究者
		協力研究者
	相手国以外	相手国以外の研究者で日本側が認めて参加させた者＝「日本側協力研究者」と称する

相手国側参加研究者の定義	A 国内	A 国内拠点機関所属の研究者
		A 国内協力機関所属の研究者
		A 国内の協力研究者
	A 国以外	A 国以外の研究者で A 国側が認めて参加させた者＝「A 国側協力研究者」と称する
	B 国内	B 国内拠点機関所属の研究者
		B 国内協力機関所属の研究者
		B 国内の協力研究者
	B 国以外	B 国以外の研究者で B 国側が認めて参加させた者＝「B 国側協力研究者」と称する



日本側大学等学術研究
機関等所属研究者



相手国側大学等学術研究機
関等所属研究者



日本及び相手国以外の国の大
学等学術研究機関等所属研究
者

学術国際交流事業の重複制限一覧表

本表は、甲欄の事業に研究代表者等として新規に申請しようとする者及び甲欄の事業について既に研究代表者等として採択されている者が、乙欄の学術国際交流事業に申請する場合の重複制限を示したものです。

○：甲・乙欄双方の事業において重複して研究代表者となることが可能（双方の事業に申請できる）
△：甲・乙欄双方の事業に申請できるが、同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可
▲：甲・乙欄双方の事業に申請できるが、双方の事業において重複して研究代表者となることは不可（甲・乙欄双方の事業に新規採択された場合は、いずれか一方を選択する）。
×：乙欄の事業に申請できない（甲欄の事業のみ実施する）。ただし甲欄の事業の最終年度を除く。
－：同一の事業においては、原則として一つの研究課題のみ申請できる（甲欄の事業に採択されている場合は、甲欄の研究課題のみ実施する）。

乙欄 甲欄		（共同研究、セミナー） 二国間交流事業	国際共同研究事業	日独共同大学院プログラム	研究拠点形成事業	日中韓フォーサイト事業
		新規	新規	新規	新規	新規
二国間交流事業 （共同研究、セミナー）	新規	△	○	○	○	○
	継続	△	○	○	○	○
国際共同研究事業	新規	○	－	▲	▲	▲
	継続	○	－	×	×	×
日独共同大学院プログラム	新規	○	▲	－	▲	▲
	継続	○	×	－	×	×
研究拠点形成事業	新規	○	▲	▲	－	▲
	継続	○	×	×	－	×
日中韓フォーサイト事業	新規	○	▲	▲	▲	－
	継続	○	×	×	×	－